

島根県における下限面積の状況

令和元年11月30日現在

市町村名	下限面積設定地域・地区名	下限面積の基準別 (則17条)	設定面積 (単位:a)	設定面積 変更日
松江市	鹿島町のうち御津、恵曇、古浦、手結、片句 島根町全区域 美保関町全区域	1項	20	H24.5.11
	上記以外の市内全域		30	H24.5.11
浜田市	浜田自治区、三隅自治区	1項	20	H30.8.22
	旭自治区、弥栄自治区		30	
	金城自治区		40	
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
出雲市	今市町、旧園村、旧鰐淵村、旧北浜村、旧佐香村、 旧田岐村、旧西浜村、旧大社町、旧日御碕村、旧鷺 鷺村	1項	20	H28.2.1
	塩冶町、旧荒茅村、旧朝山村、旧乙立村(H17.3.21 出雲市内)、旧田儀村及び神原、旧久村、旧江南村		30	
	大津町、旧神門村、旧稗原村、旧上津村、旧西田 村、旧東村、旧伊野村、旧佐田町(H17.3.21現在)、 旧荒木村、旧遥堪村		40	
	上記以外の市内全域(別に定める区域を除く)		50	
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
益田市	鎌手、豊川、豊田	1項	20	H29.2.24
	益田、吉田、高津、安田、種、北仙道、真砂、高城、 小野、中西、東仙道、都茂、二川、匹見下		30	
	二条、匹見上		40	
	美濃、道川	50		
別に定める区域(個別指定)	2項	1	H29.2.24	
大田市	大田町、朝山町、波根町、大屋町、大森町、水上 町、温泉津町湯里、温泉津町西田、温泉津町温泉 津、温泉津町上村、温泉津町小浜、温泉津町飯原、 温泉津町福光、温泉津町今浦、温泉津町吉浦、仁 摩町仁万、仁摩町天河内、仁摩町宅野、仁摩町大 国、仁摩町馬路	1項	20	H28.7.25
	川合町、三瓶町、富山町、久手町、鳥井町、長久 町、静間町、五十猛町、久利町、祖式町、大代町		30	
	山口町、温泉津町井田、温泉津町太田、温泉津町 荻村、温泉津町福田		40	
	別に定める区域(個別指定)		2項	
	安来市	全域	—	50
江津市	江津市(別に定める区域を除く)	1項	20	H31.3.20
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
雲南市	加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町	1項	20	R1.11.19
	大東町、掛合町		30	
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
奥出雲町	奥出雲町(別に定める区域を除く)	1項	30	H30.12.20
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
飯南町	旧谷村	1項	20	H30.5.1
	上記以外の地域	—	30	
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
川本町	旧川本町のうち弓市、木路原、畑野、田水、中倉、 谷、日向、因原、旧川下村のうち多田、久座仁、三 島、尾原、木谷、木屋原	1項	10	H30.11.26
	旧川本町及び旧川下村のうち上記以外の区域、旧 祖式村		20	
	旧三原村、旧三谷村		30	
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
美郷町	全域	1項	30	H23.9.1
邑南町	旧口羽村、旧阿須那村	1項	20	H29.10.21
	上記以外の地域		30	
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
津和野町	鷺原、中座、町田、森村、後田、日原、青原	1項	10	H30.2.22
	左鏡、瀧谷、相撲ヶ原、須川、瀧元、枕瀬、河村、池 村、商人下、溪村、柳村、富田、添谷		20	
	寺田、耕田、直地、商人上、笹山、邑輝、部栄、内 美、田二穂、高峯、名賀、豊塚、中山、長福、中川、 山下、中曾野、吹野		30	
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
吉賀町	旧大字六日市、旧大字七日市、旧大字柿木、旧大 字大野原	1項	10	H25.9.24
	上記以外の区域(以下の区域を除く)		30	
	河津・金山谷地区(旧大字田野原の一部)、捨河内 地区(旧大字蓼野の一部)	2項	10	
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
海士町	農村基盤総合整備事業及び中山間地域総合整備 事業実施区域以外の区域	1項	10	H21.12.15
	農村基盤総合整備事業実施区域及び中山間地域 総合整備事業実施区域		30	
西ノ島町	西ノ島町(別に定める区域を除く)	1項	10	R1.8.31
	別に定める区域(個別指定)	2項	1	
知夫村	全域	1項	20	H21.12.15
隠岐の島町	全域	1項	30	H21.12.15